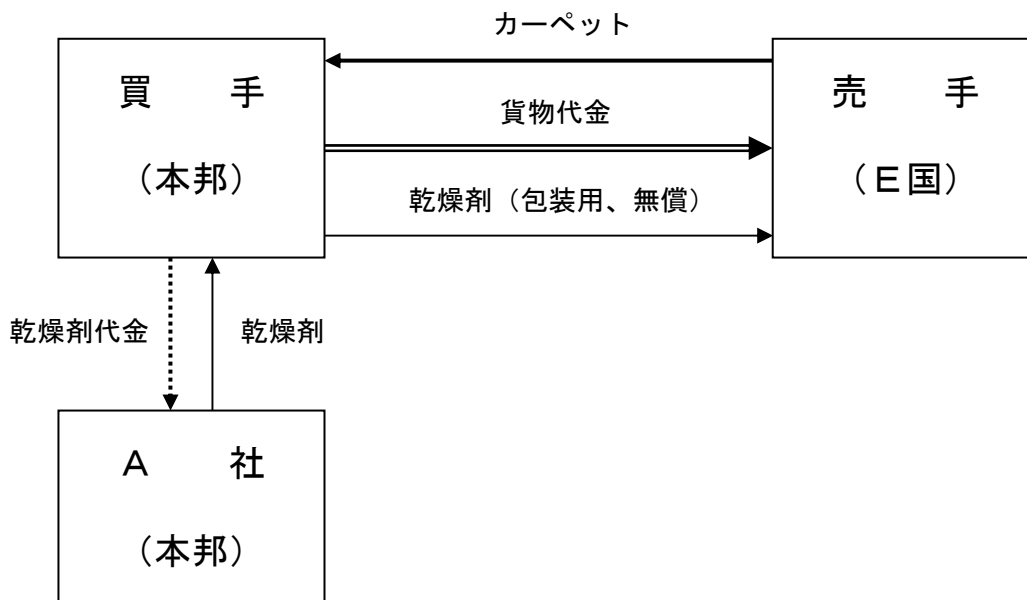


### 3. 輸入貨物の包装に使用する乾燥剤に要する費用



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からカーペットを購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物の運送途上の湿気による品質悪化を防止するため、包装する際に使用する乾燥剤を本邦所在のメーカーA社から購入し、運送費・輸出諸費用を負担して、売手に無償で提供しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に無償で提供する乾燥剤の代金とその運送費・輸出諸費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において貴社が無償で提供した乾燥剤の代金とその運送費・輸出諸費用の額は、「輸入貨物の包装に要する費用」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

輸入取引に関し買手により負担される「輸入貨物の包装に要する費用」は、輸入貨物の現実支払価格に加算することとされており、この「包装に要する費用」には、材料費のほか、人件費その他の費用を含みます。

上記の取引において貴社（買手）が負担した乾燥剤の代金は、「輸入貨物の包装に要する費用」に該当し、この乾燥剤を売手に提供するために貴社が負担した運送費用及び輸出諸費用もこの「包装に要する費用」に含めて課税価格を計算することとなります。

#### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第2号ハ

## 関税定率法基本通達 4-11

### 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)